



鳥取県公報

平成 19 年 4 月 20 日 (金)
第 7 8 8 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任（2 件）（385・386）（指導管理課）・・・・・・・・ 2
	生活保護法による医療機関の指定（387）（福祉保健課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	生活保護法による診療所の廃止の届出（388）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠選挙において選挙 すべき委員の数（389）（景観まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	土地改良区の定款の変更の認可（390）（耕地課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	包括外部監査契約の締結（391）（行政監察室）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	森林病虫害の駆除命令（392）（東部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	森林病虫害の駆除命令（393）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 （394）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （3 件）（森林保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表（治山砂防課）・・・・・・・・ 10
	警備業務に係る検定合格者審査の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 11
◇ 調達公告	落札者の決定（空港港湾課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

告 示

鳥取県告示第 385 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務及び委任を受けた出納員

次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。

委任させた事務	委任を受けた出納員
鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則（平成 19 年鳥取県規則第 54 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則第 1 条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和 62 年鳥取県規則第 56 号）第 13 条第 1 項の規定により返還される奨学金の収納事務	鳥取県総務部人権局同和対策課 課長補佐 小林 誠 副主幹 柿本 浩和 主 事 濱橋 正彰
児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 23 条第 1 項に規定する不正利得の収納事務及び同法第 28 条に規定する届出を怠ったことによる過払金の収納事務	鳥取県福祉保健部子ども家庭課 課長補佐 小林 真司 課長補佐 福谷 紀男 DV・母子支援係長 川上 裕子
中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 222 号）附則第 4 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和 31 年法律第 115 号）第 3 条の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和 63 年鳥取県規則第 31 号）第 3 条の規定に基づく貸付金の収納事務	鳥取県商工労働部経済政策課 金融係長 福田 憲一 主事 西村 英士
農業改良資金助成法（昭和 31 年法律第 102 号）第 2 条に規定する農業改良資金の収納事務	鳥取県農林水産部経営支援課 副主幹 川口 芳生
鳥取県漁業研修支援資金貸付規則（平成 12 年鳥取県規則第 96 号）第 12 条の規定により返還される貸付金の収納事務	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 水産振興室長 三木 教立 課長補佐 西尾 泰司 副主幹 坂本 友明
久本砕石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成 14 年（ワ）第 182 号）の債権に係る収納事務	鳥取県県土整備部治山砂防課 課長補佐 森本 茂樹

2 委任期間

平成 19 年 4 月 20 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 386 号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 16 号）第 7 条に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

課 長 亀井 雅議

課長補佐 池田 一彦

課長補佐 坂口 貴志

課長補佐 岩田 憲之

係 長 朝倉 学

副 主 幹 福政 民栄

副 主 幹 加藤 孝志

主 任 谷口 正

3 委任期間

平成 19 年 4 月 20 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 387 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
すみれ薬局	米子市博労町三丁目 83-1	平成 19 年 3 月 5 日
いけぐち歯科クリニック	米子市西福原九丁目 11-13	平成 19 年 3 月 22 日
米子デンタルクリニック	米子市新開五丁目 1-9	平成 19 年 4 月 2 日
よつば薬局	鳥取市里仁 53-7	〃
なのはな薬局	鳥取市雲山 113-20	平成 19 年 4 月 3 日

鳥取県告示第 388 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人恵歯会米子デンタルクリニック	米子市新開五丁目 1 - 9	平成19年 3 月31日

鳥取県告示第 389 号

平成 19 年 6 月 3 日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠選挙に係る選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 21 条第 3 項の規定に基づく異議の申出がなく、当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第 22 条第 1 項及び第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施行地区内の宅地の所有者が選挙すべき委員の数 3 人

鳥取県告示第 390 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を平成 19 年 4 月 16 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 391 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第 252 条の 36 第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 米子市旗ヶ崎二丁目 14-41
氏名 勝部 不二夫
- 2 契約期間の始期 平成 19 年 4 月 1 日
- 3 費用の額の算定方法 1,050 万円を上限として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第 392 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げ

る命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成 19 年 5 月 29 日から同年 7 月 15 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、東部総合事務所農林局及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第 393 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成 19 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常に

まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び中部総合事務所農林局並びに関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第 394 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤 八丁目 9-23	エポック翼	米子市米原1460-7	自立訓練、就 労移行支援、 就労継続支援	平成19年4月 1日

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）山根萬喜三の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る鳥取市用瀬町別府字横岩 721 の 2 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 23 日付鳥取県告示第 265 号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市用瀬町別府字横岩 721 の 2
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 3 月 23 日付鳥取県告示第 266 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

朝倉傳十郎	八頭郡八頭町妻鹿野字迎滝 1452
森脇 竹治	八頭郡八頭町妻鹿野字迎滝 1454 の 1
森脇 進	八頭郡八頭町妻鹿野字迎滝 1477 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字迎滝 1478

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場
 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 3 月 23 日付鳥取県告示第 267 号)の内容
 (告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

稲村 博行	八頭郡八頭町大門字平木谷 870 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
奥田 光男	〃
奥田 留吉	〃
奥田鉄太郎	〃
宮本 菊治	〃
細田 一郎	〃
細田 晋一	〃
細田 正美	〃
細田 文夫	〃
細田 芳人	〃
細田 勇	〃
細田 勇人	〃
松本 和雄	〃
森本 莊吉	〃
石破 とら	〃
石破 正治	〃
石破 武男	〃
太田 敬治	〃
滝本 豊子	〃

谷尾 滝藏	〃
竹田 浩	〃
竹田 晴子	〃
長砂 松雄	〃
入江初太郎	〃
梅田 たね	〃
梅田 久雄	〃
梅田 謙司	〃
平木 定夫	〃
平木光治郎	〃
野田 久治	〃
野田 勉	〃
野田 芳実	〃
野田壽賀雄	〃
林田 忠	〃
稲村 博行	八頭郡八頭町大門字平木谷 870 の 2
奥田 光男	〃
奥田 留吉	〃
奥田鉄太郎	〃
宮本 菊治	〃
細田 一朗	〃
細田 晋一	〃
細田 正美	〃
細田 文夫	〃
細田 芳人	〃
細田 勇	〃
細田 勇人	〃
松本 和雄	〃
森本 莊吉	〃
石破 とら	〃
石破 正治	〃
石破 武男	〃
太田 敬治	〃

滝本 豊子	〃
谷尾 滝藏	〃
竹田 浩	〃
竹田 晴子	〃
長砂 松雄	〃
入江初太郎	〃
梅田 たね	〃
梅田 久雄	〃
梅田 謙司	〃
平木 定夫	〃
平木光治郎	〃
野田 久治	〃
野田 勉	〃
野田 芳実	〃
野田壽賀雄	〃
林田 忠	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成19年4月20日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
株式会社北和 代表取締役 伊藤 孝一	東伯郡北栄町 由良宿2031	東伯郡北栄町東 園字塩竈北林 690-5外3筆 (7,072.0平方 メートル)	砂 (22,210立方 メートル)	平成19年3月5日 から平成20年3月 4日まで	平成19年3月5日

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）附則第 7 条第 1 項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 審査に係る警備業務の種別及び級、実施期日、場所等

種別及び級	実施期日	時 間	場 所
空港保安警備業務（1 級） 施設警備業務（1 級） 交通誘導警備業務（1 級） 貴重品運搬警備業務（1 級）	平成 19 年 6 月 12 日（火）	午前 9 時 30 分から正午 まで	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階 大会議室
空港保安警備業務（2 級） 施設警備業務（2 級） 交通誘導警備業務（2 級） 貴重品運搬警備業務（2 級）		午後 1 時 30 分から午後 5 時まで	

2 審査の方法

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 審査定員

- (1) 各警備業務に係る 1 級にあつては、それぞれ 10 名程度
- (2) 各警備業務に係る 2 級にあつては、それぞれ 20 名程度

4 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第 7 条第 2 項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1 級）

検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る 1 級に合格した者

(2) 施設警備業務（1 級）

旧検定の常駐警備業務に係る 1 級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1 級）

- 旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級に合格した者
- (4) 貴重品運搬警備業務 (1 級)
- 旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級に合格した者
- (5) 空港保安警備業務 (2 級)
- 旧検定の空港保安警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- (6) 施設警備業務 (2 級)
- 旧検定の常駐警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- (7) 交通誘導警備業務 (2 級)
- 旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- (8) 貴重品運搬警備業務 (2 級)
- 旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- 5 審査申請の受付期間
- 平成 19 年 5 月 14 日 (月) から同月 18 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 6 審査申請書の提出先
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- なお、郵便等による審査申請書の提出は、認めない。
- 7 審査申請書の提出部数等
- 審査申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1 葉
- (2) 旧規則第 8 条の規定により交付された合格証 (以下「旧合格証」という。) の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 (所定の様式によること。)
- 8 審査手数料及び納付方法
- 審査手数料は、4,700 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 9 その他
- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話 0857-23-0110) にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取空港航空照明及び鳥取空港電気施設に係る維持管理業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札

-
- | | | |
|---|----------------------|----------------------------------|
| 3 | 落札日 | 平成 19 年 3 月 28 日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 株式会社中電工鳥取支店
鳥取市西品治田島前ノ二 816-1 |
| 5 | 落札金額 | 74,025,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 平成 19 年 2 月 16 日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県鳥取空港管理事務所
鳥取市湖山町西四丁目 110-5 |